



「東條ほんわか米 ‘ひのちゃん’」がエコ農産物認証を受けました

富田林市東條地域は、いちごやみかん等の観光農園や農産物直売所を中心とした地産地消の取組で、地域農業の活性化を図っています。

ほんわか米生産部会は、金剛山系の豊かな水で育てられた地元産米のブランド化のため、平成 17 年 1 月に 12 名の農業者により、地域の魅力づくりに取り組んでいる東條地区農業活性化協議会の部会として結成されました。平成 17 年産から有機質肥料 100% 使用のブランド米「東條ほんわか米 ‘ひのちゃん’」の生産を始め、翌年から景観形成と緑肥をかねて、れんげの作付けとすき込みを行っています。平成 22 年 1 月には大阪エコ農産物の集団申請（16 名、5.37ha）を行い、今年産から大阪エコ農産物の水稻栽培を目指した取組が始まりました。



▲ほんわか米の生育状況調査（7 月 23 日）

総合事務所では、生産計画、特に農薬使用計画の作成支援、農薬使用の注意点等を中心とした栽培講習会の開催、さらに、れんげの生育状況調査をはじめ、穂肥量決定のための草丈・葉色の測定や、病害虫の発生状況調査に基づく栽培指導を行い、ほんわか米生産部会の取組を支援してきました。

夏の猛暑や除草剤の使用成分を減らしたことによる雑草防除等で、生産者は栽培に苦労したものの、全ての生産者・ほ場でエコ基準以内の栽培を達成することができ、10 月上旬に収穫されました。10 月中旬から富田林市農業公園の「にこにこ市場」や J A 大阪南の「あすかてくるで」等で販売が始まり、み・な・さ・んネットの朝市祭や富田林市農業祭では試食も行われ好評を得ています。

大阪エコ農産物をつくりましょう！

大阪エコ農産物の申請受付（平成 23 年 1 月申請）が始まっています。認証を受ける場合は、居住する市町村の協議会に申請書を提出してください。市町村の協議会から大阪府への提出期限は 1 月末です。詳しくは地元市町村または農の普及課までお問い合わせ下さい。

農薬・化学肥料を **5** 割以上削減！



大阪  農産物

府内初「地産地消の仕事人」！

「地産地消の仕事人」とは、地場産物の安定供給体制の構築など地域の農林水産物の生産、販売、消費をつなぐ中心的な役割を果たし、今後、各地の地産地消のさらなる発展のために活躍が期待される方々です。今年全国で 42 人が選ばれた中で、府内から初めて農事組合法人かなんの阪上勝彦さんが選ばれました。今後も地産地消に向けてのご活躍が期待されています。

ぶどうのエコ栽培等に透水性防草シートを活用しませんか？

ぶどうのエコ農産物認証に取り組む農家は、除草剤の使用を控えて基準達成を図るケースが多くあります。しかし、機械等による除草作業は労力がかかることが課題です。

これに対し、総合事務所では透水性防草シート（商品名：JPシート）を用いた省力的雑草管理に着目し、その効果とぶどうの生育への影響を調査しました。

その結果、白色シート（写真右側）は棚下が明るく、果実の着色促進効果があるものの、防草効果は低く、黒色及びグレー色のシート（写真左側）は防草効果が高いことが明らかとなりました。



▲シートの色で防草効果に差！

調査場所：河内長野市日野 品種：リザマート（部分被覆） 被覆時期：6/29～10/7

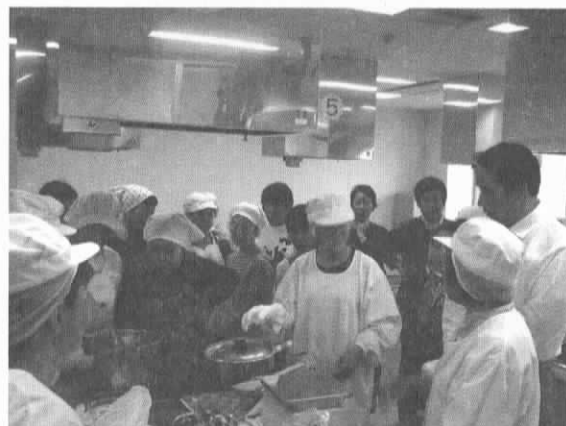
調査項目	黒色シート	グレー色シート	白色シート	裸地
防草効果	高い	高い	弱い	—
棚面の明るさ(*)	0.5	1.1	2.0	1.0

(*)：裸地を1とした場合の比較（棚面明るさ調査 8/27、9/1）

新たな加工品づくりに向けた研修会を開催！

10月21日、総合事務所では、南河内管内の農家女性で組織する南河内女性アグリネットワーク、大阪府農業会議と共催で、農産加工品の商品開発研修会を開催しました。

南河内では数多くの加工品が作られています。特にジャムの種類が豊富です。そこで、講師に辻調理師専門学校西洋料理教授の奈須敬喜氏を招き、「特産物のジャム加工」をテーマとしました。当日は、参加者が実際にジャムを作り、講師が各テーブルを巡回しながら質問に答えたり、助言するという内容でした。また普段からジャムを作る女性同士の交流や情報交換の場ともなりました。講師からは「皆さんのジャムは、ほぼ完成の域に達している。」と評価を得ることができ、参加者はそれぞれ自信を深め、益々、ジャムづくりに積極的に取り組んでいます。直売所等で「ジャム」の新商品が並ぶのも間近です。



▲研修の様子

大阪版認定農業者にないませんか！

平成20年4月にスタートした『大阪版認定農業者制度』。南河内地域では、これまでに343件の農業経営計画が認定され、全市町村で大阪版認定農業者が誕生しています。制度の概要、申請書の記入方法等については、農の普及課にご相談ください。

農産物や加工品の表示に注意！

直売所等で農産物や加工品を販売する際には、JAS法や食品衛生法その他、健康増進法や薬事法等にも留意した表示が必要です。誤った表示を行うと消費者の誤解を招くこととなりますので、POP表示や宣伝チラシ等にもご留意ください。



大阪府 南河内農と緑の総合事務所

〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センター内/TEL0721(25)1131 FAX0721(25)0425

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/minamikawachin/> 普及だよりは 2500部作成し、一部当たりの単価は 8.9円(税込)です。

平成23年1月発行 第152号

リサイクル適性 (A)